

文化審議会 第1期博物館部会（第2回）

令和元年12月9日

【島谷部会長】 時間になりましたので、第2回の文化審議会の博物館部会を開催いたします。御多忙のところ、お寒い中、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、逢坂委員と古田委員が欠席となっております。また、栗原京都国立博物館副館長と、可児美濃加茂市民ミュージアム館長に参加していただいております。

今回新しく来た、初めて出席の方がお二方いらっしゃいますので、ちょっと一言ずつ。出光さんの方から。

【出光委員】 出光美術館で館長を務めております出光佐千子と申します。4月から館長になったばかりでして、マネジメントの点においては本当に皆様に教えていただくことばかりでございますが、私自身は学芸員として出光美術館で10年間現場で働いておりました経験がございます。今後ともどうかよろしく願いいたします。

【島谷部会長】 じゃあ、続いて伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】 岐阜県的美濃加茂市から参りました伊藤誠一と申します。まずはこのようなすばらしい機会を与えていただいたことをお礼を申し上げたい。

正直言いまして、私のような者がこういう席で本当に皆さん方に役に立てることはないですけれども、しっかり勉強して、地域の現状とか課題について皆さん方と是非また御指導いただきたいと。どうぞよろしく願い申し上げます。

【島谷部会長】 いろいろな立場の方からいろいろな意見を聞かせていただいて、この博物館部会として考えをまとめていきたいと思っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、次第を見ていただければ分かりますように、博物館の振興に関する事項についてとありますが、大きく3点でございます。1点目は地域の公立博物館について。2点目は事例紹介として、伊藤委員及び可児館長から美濃加茂市、それから川端委員から大阪市の事例報告。そして3点目は、博物館に係る法律の俯瞰についてでございます。

まず、事務局から資料確認をお願いいたします。続けて、1回目でも議論になりました、地域の博物館の現状を議論するための資料について説明願います。よろしく願いいたします。

【榎本課長】 文化庁では、配付資料のペーパーレス化を進めておりまして、今日は各先生の机に端末を用意しております。そこでアクロバットリーダーを立ち上げておりまして、左側に縦にアイコンが3つ並んでおります。そのうち一番上のアイコンをクリックいたしますと、そこが青色にアイコンの色が変わりまして、ページサムネイルということで、それぞれのスライドの1枚1枚を縮小したものが左に出てまいります。そこに通しページ番号が付いておりますので、きょうはそれを使いながら御覧いただければと思っております。皆さんの机、御覧いただいて大丈夫か、使い方が分からないという方、もしいらっしゃれば、御指摘いただければと思います。

その上で、今日、まず最初に、前回は十分意見がございました基礎自治体におきます博物館に関して、まず話題にしたいと思います。最初に一旦机上資料を用意いたしまして、こちら端末には入れておりません。地方財政措置についてという資料でございます。こちらをまず御覧いただければと。

自治体におきます博物館関係の財源といたしましては、文化庁からの補助金もありますけれども、そのほかに寄附金ですとか入場料収入といったものもありますが、基本的にはそれぞれ設置者におきます財源確保がされております。そういった設置者の財源確保をサポートする形として、地方交付税ですとか地方債といった財政措置の仕組みがございます。これが実は博物館関係者の中ではあまりというかほとんど知られていないところがございますので、今日は資料を書き下ろしてまいりました。

まず1ページ目、最初1ポツ、地方交付税についてという資料を付けています。地方交付税と申しますのは税と付いてはありますが、国税のうち一定割合を地方の自主財源として確保する仕組みでございます。自治体によって地方税の収入にいろいろとばらばらな状態がある中で、最低限の行政サービスを保証していこうという観点で、地方交付税という仕組みがございます。

この地方交付税には、普通交付税というものと、それから特別交付税という大きく2種類ございます。その上で、この1ページ目中ほど、これ、東京都はそもそも不交付団体ですので都は入っておりませんで、(1)道府県立博物館について見ていきますと、こちらは主に普通交付税におきまして標準的な需要額というのが出てまいります。大体県ですと、人口170万人を単位といたしまして、どういう経費が掛かるかということをお社会教育費の中の博物館経費として出してございます。170万人当たりの人口の県の場合には、令和元年の場合には1億5,947万8,000円という経費が地方交付税上積算をされております。これは地方

交付税の普通交付税でございますから、一般財源でございますので、地方の自主財源ですから、こういった積算がありますよということをお伝えしますが、どう予算措置するかは各県の判断となっております。しかしながら、国としては、少なくともこれくらいこの博物館経費は国としては見えていますよというお示しはしているものでございます。

1ページ目一番下、市町村立博物館。こちらに関しましては、特別交付税によって対応がされています。特別交付税といいますのは、普通交付税のように包括的に見るものではなくて、それぞれのケース・バイ・ケースによって措置していくものでございます。

市町村の博物館の運営費に関しましては、特別交付税として、こちらかぎ括弧で書きましたが、「博物館があるため、特別の財政需要があること」を考慮して定める額というのがございます。こちらは市町村において、博物館の予算を実際に計上して、その額を総務省に届けるということをいたしますと、総務省において特別交付税を配分する際にこの部分が考慮されるというものでございます。

したがって、補助金のように放っておいても来るとかいうものではなくて、あるいは何もしなくても来るというものではなく、あるいは文化庁に申請して来るというものでもなく、その地方自治体におきましての予算編成をして、特別交付税を計算する際に、この部分は博物館部分ですとお伝えをすることによって、その部分が交付税の配分の基礎となってくるというものでございます。この部分が非常に知られていないところでございます。

また1枚めぐりまして、今度は2ポツ地方債というものがございます。地方債は公共施設などの場合が想定されますけれども、建設事業費に限りまして地方債の発行が認められているものでございますが、地方債も、公共施設等適正管理推進事業債、この後御紹介いたします。このほか地域活性化事業債、防災対策事業債、一般単独事業債、そういったいろいろなメニューがございますけれども、この中で公共施設等適正管理推進事業債がございまして、こちらは今回の議論と関わりが多いかと思っております。

自治体におきまして建物の管理をどうするかということで、ほとんどの自治体におきまして、公共施設等総合管理計画というのが策定されているかと思っております。それに基づきまして、自治体の公共施設に関しまして個別施設計画を作らしようという呼び掛けを、今、政府全体として進めております。そうした個別施設計画を作成いたしますと、公立博物館に関しましても長寿命化事業という位置付けが可能でございます。

この長寿命化、その法定耐用年数を超えて延伸させる事業でございますけれども、こうした事業が地方債の対象となりまして、その際の起債充当率、すなわち国で対応しますよ

というものが全体の事業費の9割、加えまして、その地方債を返還する際の交付税による措置率が3割から5割となっています。この3割から5割というのはこの財政力指数に応じて変動するものでございます。この起債充当率9割、交付税措置率が3割から5割といたしますものは、ほかの地方債事業と比べましても比較的高いものでございまして、既存の博物館をリニューアルするといった場合に、こういった地方債をうまく活用していくということが考えられます。

一方で、2ページ下半分に小さい表を付けております。こういった個別施設計画の策定というのが必要なんでございますけれども、これは全国の状況を集計したところなんでございますけれども、上の方は下水道、港湾、空港、鉄道、こういったものはもう計画の策定状況100%となっていますが、下に行くほど率が低いものを載せております。下の方に行きまして、例えば福祉関係で28%、医療21%、文化会館19%、スポーツ施設17%、社会教育施設、実はここに博物館も入ってまいりますけれども、社会教育施設が15%、学校15%となっています。

ここは個別施設計画を是非作っていきましょうと。それによりまして、建物の適正管理をどうしていこうかと呼び掛けをしているところでございますけれども、こういった制度を活用するという観点からも、個別施設計画の策定率を上げていくということが肝心かと思っております。

3ページは、自治体におきます博物館関係決算額を、地方教育費調査報告書から抜き出してあります。これで見えていきますと、上の表が都道府県、真ん中が市町村、下が合計でございまして、総額を見えていきますと、都道府県も市町村も平成9年と最新の平成29年を比較いたしますと、総額では減少傾向にある。

一方で、これを消費的支出と資本的支出に分けて見てまいりますと、消費的支出に関しても減少はしておりますが、特に市町村で見てまいりますとそれほどは減っていない様子が見受けられます。一方で資本的支出、建物関係が中心でございまして、資本的支出は平成の初めの頃と今とで比べますと、大分数字が減っているところでございまして、平成の初めの頃にいろいろな公共施設を整備していこうという議論があった中での頃と今とで比べますと、大分減少傾向にあるというところでございます。

ですので、一般的な消費的支出の方はそれほどは減っていない、資本的支出は減っているという中で、資本的支出に関しましては、こういった長寿命化という文脈でどういろいろな既存の制度を使えるかということはあるかと思っております。

そういった観点で、タブレットの方に戻りまして、サムネイルに付けております通しページ番号の4でございます。そこに資料1を付けました。これは、もう1年半ほど前、2年近く前になるんですけれども、文化庁から自治体向けに出しました通知でございます。これは文化財の保存活用に着目した通知でございますけれども、地方財政措置を積極的に使いましょうというものでございました。

資料1は、全部は読み上げませんが、例えば通しページ番号でいきますと8ページ、サムネイルでいきますと8ページにおきまして、総務省の自治財政局におきまして、地方財政の見通しや予算編成上の留意事項というのを示すものでありますけれども、先ほど御紹介いたしました公共施設の適正管理という文脈で、長寿命化計画を個別施設計画において定めるといふことの周知がされているところでございます。

また、通しページ番号9ページ、こちらの27と付いているところがございしますが、これは昨年改正いたしました文化財保護法に連動した特別交付税の御紹介でございます。昨年文化財保護法を改正いたしまして、その際には、文化財は、これからは保存に加えて活用の視点も更に持っていきたいというお話をした際に、活用に関しまして地方財政上の措置したものでございます。それを総務省でも御紹介していただいているところでございまして、こういった地方財政措置に関してもどういったメニューがあつて、どういったふうにしたら使えるのかということに関しまして、今後博物館の関係する方々に情報提供を発信していくことも大事であるなどと考えて、今回この資料を付けたところでございます。

サムネイルの11番、11ページのところを御覧いただきますと、総務省が出しております資料の中で、この公共施設の適正管理に関する情報提供がされているところでございます。

加えまして、サムネイルでいきますと12ページにおきまして、こちら委員の皆様にはメールでしばらく前に御紹介したところでございますけれども、文化庁の補助メニューでございます。地域と共同した博物館創造活動支援事業として、現在、来年度分の事業の募集をしております。来年度に向けまして、募集期間、締切が12月20日となっておりますけれども、この予算も積極的にいろいろな博物館に活用していただきたいと思っています。これは市町村の場合、あるいは都道府県の場合、あるいは私立の場合、幅広く対象としています。また、登録博物館かどうかということも特に要件としておりません。文化庁が相当と定める施設として認定されれば、登録博物館か、あるいは博物館相当施設でなくても申請は可能でございますので、幅広く活用いただければと思っていますところでございます。こちら併せて御紹介したところでございます。

まず、この地方財政に関しまして、私から以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。ざっくり説明していただきましたが、当然地方予算等について詳しい方は知っていらっしゃる方がほとんどかと思いますが、私は知らないこともたくさんありました。そういったいろいろな財政措置があるということ踏まえまして、このことにつきまして質問等、意見等ございましたら、各委員からお願いしたいと思います。

【高田委員】 先ほどの地方交付税の交付について、これは登録博物館だけに限るのでしょうか。それとも相当施設でもいいのでしょうか。

【榎本課長】 地方財政上は特にそういった制約はございません。社会教育施設として、博物館というのが道府県の場合積算されておりますので、そこに該当すると判断して、社会教育施設だという位置付けの下、予算化しているということを想定しております。

【高田委員】 例えば今回、博物館の管轄が教育委員会から首長部局に変わったこともあるので、特に教育委員会の傘下になくてもいいということでしょうか？

【榎本課長】 はい。こちらは実際の組織とか仕組みとは直接には連動しておりません。あくまでも自治体においては、これぐらいの行政需要が想定するはずであるということ積算がされております。したがって、どこで所管されているかとか、そういった話とは一旦別の話として、自治体における予算措置の目安、参考としてこういった積算がされております。

【高田委員】 ありがとうございます。

【島谷部会長】 私の方から1つ。170万人というのは、平均的な県が170万ということで算出されているのでしょうか。

【榎本課長】 はい。これも標準的な道府県の規模ということで、一旦こういう仮置きをしております。あとは、実際の交付税の配分に当たっては、実際の人口であるとか、その他様々な密度補正とか地域補正がされてまいります。そこで実際の枠が決まっておりますけれども、まずはこのぐらいの自治体であればこれぐらいのニーズがあるという目安として、こういった数字が出てまいります。

【島谷部会長】 半田さん。

【半田委員】 これ、実際に予算化するのは自治体の方の判断ということなんですね。

【榎本課長】 はい。

【半田委員】 この2019年の3月で社会教育施設の利用率が15%と低い数字、下から2番

目という感じですがけれども、こういう事態になっている主要な原因というのは、自治体側がこの制度を積極的に予算化して活用していこうというモチベーションが低いのか、あるいは施設の現場がこういうことを知らないがために、行政の窓口にこういうものを利用して自分たちの施設を充実させていこうという動きが出ていっていないのか、その辺は何かお分かりになるところはございますか。

【川端委員】 今に関連してよろしいですか。

【島谷部会長】 はい。

【川端委員】 大阪市の場合、余り交付税なんかも非常に低い、まあまあ税収があるんでということなので、周辺の市立博物館の関係者に聞いてみたんですけども、まず1つは、博物館関係者が制度を知らない。その市の財政当局者に尋ねてもらっても、あ、そういう制度があるんならトライしてみようというふうなことの両者ともなかなか知らなかったというのが、2つぐらい大阪周辺の市立博物館とその市の財政当局者にヒアリングしてもらったら分かったというので、結構知られていない。これは非常にもったいないことなんじゃないかなと思いました。

【半田委員】 そうすると、平たく言えば下水道とか港湾に関係する人はこの制度を100人中100人知っているけれども、社会教育関係者は15%ぐらいしか知らないというのはちょっと極端だけれども、そういう状況も垣間見れるということなんですかね。

【島谷部会長】 どうぞ。

【榎本課長】 自治体によって状況は様々と伺っておりますけれども、実はここに挙げている表も全部じゃなく、ごく一部です。実際には多分、これの5倍ぐらいのいろいろな施設の累計が上がっております、そこから幾つか抜いたところです。

自治体におきましては、その所管しております公共施設が非常に膨大なところでございます。役所の庁舎もあれば、公務員宿舎もあれば、こういった道路とか下水道とか鉄道とかいろいろなものがございますので、そうした中での計画策定の優先順位付けなどもあるように聞いているところでございます。ですので、文化関係者もこういった制度があるよということで、積極的にプランニングをしていくということも一層心掛けていく必要があるなと思ったところでございます。

【浜田部会長代理】 ちょっとよろしいですか。実は先月の会議の後、榎本課長からこういう財政措置があるという資料をお送りいただきましたので、私が文化財保護審議会ですとか博物館協議会を担当している各市町村の博物館長等にお送りしました。特に「地域

と共働した博物館創造活動支援事業」についてはちょうど応募期間でしたので、お話を持っていったんですが、7館にお送りして、このことを知っていたのは残念ながら1館だけでした。1館だけトライしてみようかなというお返事があったんですが、あとは知らなかったというのが現状のようです。

各市町村も、もう既に秋までに来年度の予算要求終わってしまっていたので、来年度の次の予算要求のときに検討したいというような返事が来まして、それが現場の現状なのかなという、ちょっと残念な思いを致しました。

それから、もう1つ、私も不勉強なんですが、政令市の場合は、この財政措置は市町村に方に入るんですか。

【榎本課長】 はい、そうなります。

【浜田部会長代理】 そうですか。分かりました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【伊藤委員】 申し訳ございません。初めて来まして意見いただきありがとうございます。

今、自治体の現状についてちょっと私どもが担当しておりますので、今回の公共施設等総合管理計画というのは義務規定でして、全ての自治体が2年前に作っています。その中で、どの施設を優先的に整備するかという順序立てを決めなさいと。そういう仕組みになっております。

私どもとしてもいろいろなインフラを持っていますので、やはり命に直接結び付く水道下水、あるいは道路等についてもやっております。今回、長寿命化をやるときに、私どもとしては文化振興課という課があるんですが、そこから博物館に関して長寿命化を検討したいということがあるんですが、実は私どもの自治体にとって、長寿命化の策定費用というのが非常に大きいんです。

全ての建物の構造から現状から、それから目視、あるいは打音しながら見る。1,000万から2,000万ぐらいの経費が掛かってしまうということで、その長寿命化計画に対する補助金というのがなかなか、メニューはあるかもしれないですが、調べ切れていないかもしれませんが、ということで、優先順位を考えて、決して担当職員も意識していないわけではないと思うんですが、まだまだ勉強不足ですけれども、地方自治体にはそういう事情もあ

るといふこともある。

ただ、これからしっかりそういったものを、後で私どもの現状をお話しするつもりなんですけれども、やはりこれはやらなきゃいけないなということは意識をしております。

【島谷部会長】 ありがとうございます。やはり各市とか各博物館によって体力のあるなしというのが非常に大きいんじゃないかと思うんですよね。補助金に関してもそうですけれども、いろいろなことに関して、それを申請するだけの時間と体力があるかということもやはり求められる。

これは科学研究費でも全てそうですけれども、余力があるかないかというのが大きいです。十分周知するだけの努力は文化庁さんもやられていると思いますが、それを受け取る側のゆとりがないというのが大きな問題です。いかに必要なところにそれが充填されるかということも方法を考えていく必要があるんじゃないかなということ、今、キャッチボールを聞きながら思いました。

はい、じゃあ、栗原さん。

【栗原氏】 2つ課題があると思っています。1つはこの文化庁政策課長の地方自治体宛での通知。私は国の施設なので、当然これを初めて見たのですけれども、問題はこれが多分現場の博物館までおりにないのだと思います。例えば日博協であったら全国博物館長会議なり全国博物館大会、あるいは全国美術館会議の総会などで文化庁さんから配ってもらえれば、自治体から現場においてこなくても、こういう通知が出ていたのかということ、気付くことができると思います。また、博物館業界の中でも、こうした行政指導等についての周知を図っていくことが必要なんだろうと思います。

もう1つは、実は私も大分前ですが5万人程度の市の教育委員会に出向したことがあるのですが、結局こういう制度改正をしても、限られた予算の中で優先順位を付けるので、市長や財政当局などの判断で削られてしまうことが多く、たとえ頑張っても、自治体全体の予算の取り合いの中で査定されてしまうわけです。

これはもう学校施設でさえ、そうだったんですね。ちゃんと施設整備計画を作って、予算要求をしても、いや、来年は金がないからだめだと言って切られたこともありました。首長なり財政当局に対して、博物館関係部局が積極的に声を出していかないと、なかなか制度上は可能であっても自治体内部で自動的に予算が付くわけではないので、そういった予算獲得のための訓練を博物館関係部局や現場の担当者がしっかりやらなきゃいけないだろうと思います。

以上です。

【島谷部会長】 美濃加茂市の例でも、策定費用に1,000万から2,000万掛かるというような話でしたので、策定をするだけでも大変だという、やはりそこに体力の差が出てくる部分があるかと思えます。どうしてそういう工夫ができるかということ各施設が限られた予算の中で考えていかなきゃいけないというのが大きな課題であるということが、何か今、改めて浮き彫りになったような感じがいたします。

せっかくそういう制度があるのに活用できないという、活用しなければいけない、したいところにそれが渡らないというのが一番の課題かとは思いますが、ほかに、また御意見ございましたら。

【伊藤委員】 もう一点だけ、済みません。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【伊藤委員】 特別交付税についてもまだまだ勉強不足なので、またこれからしっかり勉強したいと思います。特別交付税というのは特殊財政事情という、例えば災害があったとか雪がすごく降ったとか、こういった事情について年明けぐらいに出させていただきます、こんな経費が日頃ない経費なんだけれども掛かっちゃいましたというのを出すわけですね。最近いろいろ全国で災害が非常に多く起きていまして、全体の交付税の中の6%ぐらいが特別交付税扱いになってきているもんですから、財源的にはパイがすごく小さいんですね。

そうすると、これはもう本当災害の対策が最優先なので、絶対その今の姿勢で間違いのないと思うんですけども、私どもとしてそういったものを申請しても、言い方は悪いんですが、優先的な災害対策の方へまず、それはもう当然国としても判断される。

ですから、私どもとして、特別交付税がその申請をしたことによって満額来ているのかどうかは全く分からないと。特別交付税という中で溶けてしまっていますので、だからそういう意味では、これも非常に難しいかもしれませんが、特定の交付金とか、ある程度そういう対策に当たる費用は別枠ですと。こういう形を取っていただけると、うちは非常にありがたいと。これは特別交付税全体に言えることなんですけれども、そんなこともしていただければありがたいと思います。

【島谷部会長】 お願いします。

【榎本課長】 ありがとうございます。この資料に付けております資料1の地方財政は、実はこの1年半前の数字なんですけれども、これは文化財保護に連動した特別交付税の御

案内だったんですけれども、初年度対象経費として、初年度から30億ぐらい文化庁にお話が来ました。ですので、それを文化庁から総務省にお伝えをして、初年度の地方交付税の経費の積算の基礎になったところです。

ですので、まずこういった仕組みがあるということを知ってもらう、周知をした上で使ってもらう。使ってもらうというのは、要するに実際予算化してもらうという必要が出てまいります。ですので、周知をしていきながら使ってもらうということを積極的に進めていきたいと思います。

伊藤委員御指摘のとおり、特別交付税は交付税全体の中の一定割合だけでありまして、その中でさらに、おっしゃるとおり災害ですとかが多い場合にはそちらの方に行ってしまうということがありますけれども、一方でこちらも今回のこの市町村の場合、柱として明確に立っておりますので、やはりここを積極的にまず知ってみて手を挙げていくというところがまず肝要かと思っています。

特別交付税も含めた地方財政に関しましては、毎年文化庁から総務省に要望・提案をしております。実はこの文化財活用に関する特別交付税も、文化庁から提案をして実現されたものでございまして、こういったことも博物館関係者の中での議論をしていながら、こういう地方財政のメニューを作ってはどうか、そうするとこういうふう具体的に使えるといった議論をもっと起こしていきたいと私自身としても思っているところでございまして、こういった部会、若しくはそれ以外のいろいろな場も使っていきながら、まず地方財政に関する勉強をしていながら、作戦を作っていくということができるとうれしく思っております。

【島谷部会長】 大変勉強になります。今、市長おっしゃったように、特別交付税で来る場合にどの分野が来ているのかが分からない。つまり、首長さんとしても何の業務をやっているのか、そこでまた判断をしなきゃいけないというところがあるわけですね。

この案件ばかりに時間を割いてもいけませんので、次の議題に移っていこうと思います。こうした自治体の取組としてヒアリングを行いたいと思ひまして、まず、美濃加茂市の方から、取組の状況について、お話をお2人の方にお話ししたいと思っております。市全体の取組を見た視点と、それから博物館の館長からは博物館運営の側から見た視点とそれぞれ御紹介いただくと、全体像が見えるように思いますので、それぞれ、市長は10分で、館長は5分程度という形をお願いをできますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員】 貴重な時間ありがとうございます。まず資料3、これは15ページの資料なんですけれども、この資料と、多分お手元にこんなようなパンフレットも、またこういったもので概要だけ説明させていただきたいと思います。

まず今回初めて参加させていただきまして、美濃加茂市の概要を2分ぐらいで。美濃加茂市というのは岐阜県の最南端にございまして、木曾川と飛騨川という川の合流点にございます。もう木曾川という川を渡れば愛知県というような場所にございます。古くから中山道の宿場町が木曾川沿いにございまして、太田の渡しという渡し船があったところでして、そういった宿場町をベースにして順番に北へ発展をしていたという町にございます。

人口は約5万7,000人ぐらいなんですけれども、岐阜県下21市にございますが、面積は下から3番目ぐらいの小さい町にございます。ただ、北側は山、真ん中あたりが里山、そして下側が木曾川沿いの河岸段丘ということで、3つぐらいの種類を抱えた地域です。人口はほとんど南側の河岸段丘から下の平野部に位置をしております。

これといった地場産業はないものですから、昔から企業誘致ということをしつづつやらせていただきまして、大手の電機メーカーさんとかの企業が入っております。そういう関係で、外国人の市民の方が、当初は働くということでおみえになっていまして、現在人口の約9%が外国人市民の方になっています。これは、統計をはっきり見たわけじゃないんですけれども、全国800余りぐらいの市の中で、人口比率としては多分一番多いのではないかなと思っています。

特にブラジルの方とフィリピンの方が非常に多くなってきておりまして、日本語というものを教えるために、いろいろな多文化共生や国際交流の方と連携をして、子供たちが来たときから日本語が勉強できるような環境なんかもやっております。そんなようなことで、こういう少子化の中でしつづつ人口が増えてきておりまして、最近も小学校の特別教室を普通教室に改築して教室をちょっと作らなきゃいけないような、そんな状態でもございます。少し特別な課題があるような市にございます。

自然は非常に多いです、「堂上蜂屋柿」という、干し柿は皆さん余り食べられないかもしれないかもしれませんが、干し柿1個にお金をどのぐらい掛けられるかと。大体500円ぐらいじゃないかなと思うんですけど、うちが作っております堂上蜂屋柿というのは大体1個8,000円ぐらいで、3個入りで桐箱に入って3万円と。是非委員の皆様にご購入いただきたいなど。

ただ、数が少ないものですから、12月1日に解禁ということで申し込むんですけれども、1年分はその日でもう終わってしまうということで、正直私なんか見たことも食べたこと

もないですけども、そういった一つの文化でもありますので、そういったものをこれからも後継者なんかも頑張っけてやっていきたいなと思っております。

済みません。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、資料に基づきまして、私どもの「みのかも文化の森」と、隣りに館長来ていますけど、美濃加茂市民ミュージアムということで博学連携といいまして、博物館と学校教育を一緒にやろうということで、20年ほど前からやっています。

今一番うれしいのは、当時やっていた小学校1年生ぐらいの子が、もう今三十幾つになっているんですけども、いまだに当時の美濃加茂ミュージアムで勉強したことを覚えているということを書いてくれるので、それは大変うれしいですし、それが今、市の励みにもなってきています。

建物は2000年にできました。約20年。先ほどの長寿命化にもちょっと年数が短いものですから、ちょっと入ってこないという、そういうこともございます。主に歴史だとか自然科学なんかをやっております。パンフレットの中にそういった概要は載せております。

設立趣旨は、やはり自然を愛したり、あるいは学校連携なんかもやっていますけど、一番の狙いは市民の方がそこで集まってきて、自分たちのふるさとの宝をそこでみんなで連携して更に継続していこうと。そういう活動の場として、文化の森というのを位置付けています。

役割とか機能、こういう難しいことは後で館長の方から話しますけれども、博物館というものに求められるものは、私はもう本当に全く分からないものですから、決して輝くすばらしいものを保管して大事にするというのも本当の大事な事業だと思っておりますけれども、私どものレベルとしては、それをいかに郷土の誇りとして市民が共有できるか。そういったものがあるんだということを外に向かって自慢、自慢というか自分の誇りですね。そこにシビックプライドということも書きましたけれども、そういったものがここに集まっている場所というような位置付けをしています。

特に小学校1年生から6年生まで、大体ずっとやりますと年間2回ぐらいずつ特殊の教育カリキュラムを持ってまして、そこでみんなでいろいろなことを体験する、郷土の文化を味わうと、教育するというようなことをやっております。

それから、裏面にいっていただきまして、これから目指すものは、基本的なコンセプトは変わっておりませんが、とにかく博物館というものを維持していかなきゃいけないということで、一生懸命職員も私どもも含めて頑張っております。ただ、こういう言い

方は大変失礼なんですけれども、財政上の査定、優先順位を決めるときに、例えば防災と文化財とどっちが大事なんだと言う市民の方はまだまだ多いです。

私どもが言っているのは、国宝を飾っている場所ではないですと。皆さんがここへ来て、コミュニティとか自分も誇りをここで共有する場所なんで、絶対この建物は必要なんですということを申し上げて、市民や議会も理解いただいていますので、ある一定経費はしっかりやらせていただきますけれども、先ほどのやはり今後20年、30年先の改修とか、こういうことに対しても、じゃあ、うちが作っている学校、あるいは道路、そういったものと比べてどっちが優先なんだっていうときに、やはり今のうちから応援団をしっかり作って、先ほど冒頭申し上げたように、文化の森で学んだ小学校1年生が三十何歳になってもここで学んだことが大事なんだということ言ってくれるような、市民が誇れるようなものを作りたいものですから、現場で様々な事業をやっていますけれども、これをこれからもやっていきたいと思っています。

ちょっとしゃべり過ぎましたか。

【島谷部会長】 大丈夫です。

【伊藤委員】 いいですか。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【伊藤委員】 後は館長に。

【可児氏】 館長の可児と申します。よろしく申し上げます。

具体的な内容につきまして、皆さんのお手元に年報とか、それからニュース等ありますので、また後ほど御覧いただければと思います。美濃加茂の文化の森・市民ミュージアムは、基本的に教育施設としてやっておりますので、入館料は企画展も含めてほとんど無料です。そういう中で、展示も年間4本ほど現代美術から民俗までいろいろな分野を立ててやっております。博物館というのは、私は展示だけではなく、様々な文化活動を行う場所であると思っています。単なる貸展示場とかサービス機関という位置付けではないという考え方の下に運営し、少しこだわりを持って、地域の市民とともに作り上げるという視点で活動しています。

今市長からもお話ありましたように、学校との連携ということが一番の大きな柱になっております。遠足とか社会見学で訪れるのではなくて、授業に基づいた学習を学校から博物館に来てもらって行っております。一人が年間2回ほど、ですから6年間の間に10回以上の濃密な利用を子供たちはしているということになるかと思えます。年間1万人ほどの子ど

もの団体利用があります。

次に、人物資源を通じた活動です。美濃加茂で生まれた坪内逍遙という明治の文化人がおりますけれども、彼を通じた朗読活動とか演劇活動といったものも博物館の柱となっています。

地域総合博物館ですので、地域への働き掛けや市民との連動も当然行っております。地域って一体何だろうと考えたときに、やはりその地域というのは、美濃加茂市も当然市という一つの地域ですけども、やはりそれぞれのコミュニティといいますか、小学校区あたりが一つの地域ではないかというふうに自分は考えております。その地域を限定した山之上展というのを前に開催したところ、最初1人個人が来て、家族が来て、親戚を連れてくるというような形で、かなり輪が広がっていきました。地域という言葉を再認識した展示となり、これからも議論しながら活動を進めていきたいと思っています。

食文化といったものも一つのこの地域の大事な資源だと思いますけれども、そういった活動を進めたり、それから高齢者の関係も、美濃加茂すごろくというものを作ったりして、高齢者が少しでも元気になるような場所として博物館を位置付けようとしています。

博物館に関わる関連指標として数点挙げております。まず、この地域の資源のプラットフォームとなるような、美濃加茂のいろいろ地域資源をホームページ上に「美濃加茂事典」という名前で上げております。それは各種データベースを連結するような形を取っていきまして、現在も650点ほどですが、美濃加茂版ウィキペディアというものを目指して、今、少しずつ充実させていっているところです。その公開点数を、地域資源の収集、整理、調査の視点で指標としています。

それから、市民が一緒になって関わるその参画の度合いということで、市民が館側の人間となって関わってもらうという、そのスタイルがたくさんありますが、実際その人たちが年間どのくらいいるかということ指標として持って、毎年確認をしております。

最後に子供たちへの博物館がもたらす影響ということでございます。6年間学んだ子供たちに、それまでの思い出とか感想についてアンケートを取り、更に卒業してから成人式を迎えたとき、振り返ってみてその活動がどうであったかや今の生活への影響についてアンケートを取っております。ある意味追跡調査ということですね。子どもたちは校とは違う自由な学びのある博物館という空間で過ごすことができたこと、そこに感動しています。そして美濃加茂という町で過ごすことができてよかったという、そういう誇りを持っている子供たちはたくさんいるということも私たちは気づいています。そのあたりを大事にし

て博物館活動を進めていきたいと考えています。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。簡潔にまとめていただきました。

今、お話しいただきました内容につきまして、委員の皆様方から御質問などございましたら、お願いいたします。

非常にコンパクトな町であるということで、こういったことが実現できるのではないかと思います。県内でも3番目に小さくて、5万7,000人ということで、フットワーク軽くできるのではないかと思います。

【宮崎委員】 最初におっしゃっていた、外国人の方がかなりの比率いらっしゃるということと、今の博物館の活動との関係について何かありましたら、ちょっと。

【伊藤委員】 これからの課題だと思うんですけども、やはり外国人市民の方がどれだけ日本あるいは日本の言葉そのものを理解できるかということから、10年ぐらいやって何とか来ていますけれども、逆に文化の森の考え方として、日本の文化、美濃加茂市の地域の歴史よということをもみんなで共有する場所と同時に、できれば私は、今、フィリピンやブラジルの方たちもあるんですが、少しイベント的に自分たちの国はこういった文化があると、そういう場所を提供するとして、ちょっと違った目線で自分の美濃加茂の文化と比較してみるとか、そんなことをこれからちょっとやっていきたいと思っています。

【島谷部会長】 よろしいですか。

【高田委員】 学校教育の利用回数が非常に多いことについて、学校教育の場合は先生たちは必ずどの教科、どの単元でというのを聞かれると思いますが、美濃加茂の場合はどの教科で一番利用されるのか、さらに授業設計する際は、先生にお任せなのか、学芸員も一緒になって授業設計していくのかをお尋ねしたい。

【可児氏】 ありがとうございます。具体的な数値については、この年報の29ページにも少し触れてありますので、御覧いただければと思いますが、教科として一番多いものはやはり社会科です。その次が生活科、理科、国語、それから総合的な学習の時間といった様子です。総合の博物館ですので、それぞれ使いやすい教科を学校の先生たちが選んで利用していつ形があります。

活動の内容については、学校と博物館が必ず事前に打ち合わせを行って、どういうふうに進めていくかということを決めて授業に臨みます。ですから、全て決まっているメニューではなくて、セミオーダーメイドのような形です。半分ぐらいは決まっているだけ

ども、学校の考え方によって、それぞれ狙いとかここでやることについては違いがありますから、それを両者で話し合っって擦り合わせながら、内容を決めていくという形になっています。

【高田委員】 ありがとうございます。

【半田委員】 今のお話に絡んで、可児さんが一生懸命やっておられた学習指導要領との博物館の授業とのリンクの仕方というのを、ちょっと御紹介いただくとありがたいんですけども。

【可児氏】 それぞれ先ほど言いました教科の中で、例えば理科なら6年生の大地のつくりという単元があると、その単元の指導要領のねらいなどに基づいて、学校側の考えを聞いて、博物館側ではこういうことができるという、それぞれの考えの中での細かい打ち合わせをしているということになります。全てが授業ですので、指導要領にのっとった活動を博物館で行うということになります。

【島谷部会長】 いいですか。

【半田委員】 ちなみに学芸員さんは何人でやっておられるんですか。どこかに書いてある？

【可児氏】 学芸員は現在は5名です。

【島谷部会長】 教育普及の人が、その中で何名？

【可児氏】 そうですね。学芸員とは別に学校の団体利用を主な業務とする学習系のスタッフが4名ほどがおりまして。

【島谷部会長】 それは学芸員という名称ではなくて、教育普及の担当者が4名ですか。

【可児氏】 はい、そうです。非常勤も含めてですけども。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【出光委員】 実際に卒業されて、20歳になられた方とかのアンケートを見て、どのような影響というか、卒業後どのような変化が表れたのでしょうか。

【可児氏】 当然この博物館に来たからその将来に影響を及ぼすような、そんな直接的なものはないと思います。しかし、ここで学んだことによって自然が好きになって、そういう進路を取ったとか、中には美術が好きになって、そういう学校に通ったとか、学芸員に憧れて、自分も学芸員の資格を取るようになったというような具体的な回答も見られます。一部ですけども、博物館を学習で訪れた子どもたちの中でそうなった大人がいるのも事実です。

【島谷部会長】　　じゃあ、私から。1年から6年までの全生徒が年に2回来るということでしょうか。

【可児氏】　　そうですね。6年間で11.7回という数字です。

【島谷部会長】　　その生徒数というのはどれぐらいになるんでしょう。

【可児氏】　　子供たちは3,600人程度です。

【島谷部会長】　　1年から6年までで？

【可児氏】　　はい。

【高田委員】　　これは来館を伴うことが前提ですか、それとも例えば出張講話とか教材だけの提供とかも含めておられますか。

【可児氏】　　はい。そういった要望は学校側からも当然ありますけれども、私たちはやはり博物館に来て、博物館の空気を感じてほしいと思っています。博物館の学びというもの、それはやはりそこでしかできないと考えています。それをなるべく崩さないように、出前で学校へ行くのではなく、バスで学校から来てもらうという形で今はお願いしています。

【島谷部会長】　　ほかにも意見たくさんあると思いますが、後でまたさかのぼって御意見を頂戴することもできますので、次に移らせていただこうかと思っています。次に、川端館長から、大阪市が地方独法になりましたので、また新たな取組を行っている苦しい状況があらうかと思いますが、これも10分程度でお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

【川端委員】　　ペーパーレスと言いながら、机上配付になって済みません。ホームページに掲載ということで、出典なり掲載がいいかどうかというのも含めてちょっと時間が掛かりました。

まず、1枚めくっていただきまして、現在、地方独法大阪市博物館機構が運営しているのが、そこに出ています5館。それと1準備室ということになりますけれども、5館につきましてはそれぞれ括弧付きで書いてますように、戦前から、あるいは戦後すぐからという、公立博物館の中ではそれぞれが長い歴史を持って、基本的に教育委員会による直営でずっと運営されてきたんですけれども、平成になるあたり、あるいは世紀が変わったあたりで建て替えという形で、公の施設の管理委託という形で外郭団体に管理委託になり、指定管理者制度ができたことに伴いまして、指定管理者制度の導入という形になって、それが地方独法になったという形で、例えば国立大学あるいは国立の博物館などのように直営から直

接独法の運営ではなくて、一旦指定管理者制度になった上での地方独法というのが、これまでの独法とは違う形態というふうに御理解いただければと思います。

この間、その下に書いていますけれども、所管局に関しましては、教育委員会の方からゆとりとみどり振興局という新設された局に管理代行に出され、さらに、大阪市の筆頭局という形になりますけれども、経済戦略局に機構改革で移り、現在、地方独法については大阪市が設立した上で、所管局としては経済戦略局という形になってございます。

もう1枚めくっていただいたところに、これは現在機構の事務局次長になっております高井が地方独法の発案から設立までをまとめたもの。簡単に最新の「MUSE 124巻」にまとめていましたので、それを頂きましたけれども、最初は指定管理者制度の導入が決まったあたりに、指定管理者制度と博物館というもののマッチングを考えたときに、やはり継続性、永続性、あるいは長期にわたる企画展の計画というふうなところ、要は人材の育成と考えた場合に、なかなかこうフィットしないのではないか。かといってなかなか直営でも硬直しているという中で、地方独法という第三の道があるのではないかというふうなところで、今から約15年前からスタートしています。このスタート時には、私も高井と一緒にタッチしておったんですけれども、今度翌年、当館が指定管理者制度になると市職員休職という形になるので、兼務してそういうことを考えることもできないという制度上の問題というのもありました。

もう一度少し戻っていただいて、直接的にはその発案当時は、地方独法の設置法では、博物館というのは地方独法では運営できないということでありましたので、小泉内閣最後、あるいは第1次安部内閣のときに、いわゆる改革特区に2回にわたって提案したんですけれども、それぞれ対応困難という形でだめだった。この間、政権交代、あるいは当市で言いますと市長交代というふうないろいろな関係の中で、もう一度地方独法を取り組もうというふうな形で取り組み始めた。

4ページ目のところで言いますと丸5ですね。市の施設を対象に、地方独法を設立することを目指すということが大阪市の施策・方針として作られ、法人化の基本プラン等々あったんですが、その中で、じゃあ、博物館が何を指すのかというのをはっきり示してほしいという議会側からのリクエストもありまして、6ページ目、7ページ目にあります「大阪市ミュージアムビジョン」というのを有識者の下、策定し、そこでは都市のコアとしてのミュージアムということを目指すんだということで、それでよろしかろうということで、平成28年度末に、29年度からの予算として地方独法の設立に向けての予算が認められたと

いう形になります。

8ページ目になります。法人化の準備についてということで、平成29年度、30年度の2か年にわたって準備を進めました。ただ、その下に書いています。現場学芸員を含めた準備室というのが設置されなかったというかできなかった。これは現場の学芸員は大阪市を休職している身ですから、大阪市が設置する準備室には入れないという制度上の問題があったということが、ちょっと私自身にとっても非常に失敗したなと思っています。

ただ、設置者が定める定款であったり業務方法書、中期目標に関しては、素案に対して各館の学芸課長等によるワーキングを作って、そこで修正の意見具申を行うとかいう会を行いました。また、まだ法人自身が設立されていませんから、中期計画であったり年度計画に関しては、その学芸課長等によるワーキングと、その下に中堅学芸員のタスクフォースを作って、そこで計画を練りながら最終的な成案にしていくという形になりました。

もう一つは、その下にもう一つのポチで書いています。指定管理者である大阪市博物館協会・科学振興協会の役割分担というのもちょっと不明瞭のまま、というか、それぞれはやはり館を運営しなきゃいけないというミッションもある中で、なかなか切り分けは難しかったというのがあったと。

とにかく発足しました。組織図、新旧も含めて書いていますし、最終ページ、理事会の構成という形でも書いていますけれども、先んじて地方独法になっていました大阪市立大学の附属病院運営本部長を常勤の副理事長に迎えるとか、博物館関係者等々、非常に幅広い理事構成になっているかと思います。

とにかくこの4月に発足しました。一番のメリットは、まず運営の継続性ということで、目に見えて変わったのが、それまで指定管理者が任期制雇用になっていた新規に雇用した学芸員が、無期雇用に変ったという形で、非常に安定して長期を考えて仕事をできる。

あと、ほかの国の独法と同じように運営交付金が基本になります。それと入館料収入なんですけれども、運営交付金につきましては過去3年間の平準化された支出と収入という形で、大当たりした特別展もあればちょっとの特別展もある。それも平準化していこうという形で、少なくとも第1期5年間については約束されているという形。それと、人件費については、これはもう確保されているというところは大きい。

あと、独法設立を決めた大阪市会の議決の時に、大規模改修、あるいは展示更新等については、設置者である大阪市の責任で行う。それと、社会教育施設としての性格を守っていくというふうな付帯決議がされたということ。

あと、指定管理者時代からすると、専決権が現場各館への大胆な委譲が行われて、館長の権限というのが大きく認められているところがあります。

1つデメリットということと言えますと、これまで大阪市立で行っていた場合、資料の寄贈を受ける場合には大阪市に寄贈しますという形で、もうほぼ自動的にその税の控除というのがなされていた部分が、寄贈者側が手続を行わなければいけないという形で、かなり何というか心理的なハードルが上がっているということをお聞きします。

その資料そのもの、その書類自身はこちらの方で準備して、これをよく読んでサインしてくださいというふうなことを言っても、やはりそんな面倒くさいことだったらいいですみたいなことになりかねないという話も聞いていますし、あるいはそれで大阪市立を避けて隣の兵庫県立に寄贈されるならそれでいいんですけども、そうではなくて、例えば、じゃあ、もう売ってしまおうなんてことになると、やはりコレクションの散逸になってしまうかという危惧を現在抱いておるといのが大きなところかなと思います。

20分ほどしゃべろうかと思っていたんですけども、少し10分よりもオーバーしてしまいましたけれども。

【島谷部会長】 ありがとうございます。地方独法の抱える問題点と、いいところとデメリットと両方話をしていただきましたが、これにつきまして、質問、御意見ございましたら。

じゃあ、私の方から。発足したところの2行目で、運営交付金と入館料収入というのがありますが、入館料収入のノルマというか、これぐらいとかってというのが決められているんでしょうか。

【川端委員】 ノルマというか、要は過去3年間平準化した入館料収入を確保した上での交付金の算定がされているという形になっていますので、ノルマといえばノルマです。

【島谷部会長】 つまりその3年間の平均のものを引いたものが、運営交付金で来るということですね。

【川端委員】 そうです、そうです。

【島谷部会長】 そこまで行かない場合は、事業ができない部分も出てくるという。

【川端委員】 はい。ただし、例えば毎年右肩上がりが増やさないというふうなことには、今のところはなってはいません。

【島谷部会長】 はい。それで、当たり前なんですけれども、展示更新というのは、これ、大規模ディスプレイの変更というのはいいんでしょうか。展示替えということではな

いですよね。

【川端委員】 例えば美術館なんかでのコレクションの入れ替えなんかではなくて、自然史博物館であったり歴史博物館のようないわゆる作り込み型、館込み型のそういう常設展示のリニューアル費用というふうな形です。

あと、1つ言い忘れましたけども、いわゆる指定管理者時代のそれぞれの団体が抱えていた剰余金に関しては、一旦直接という形で独法の方に寄贈を受けたと。その大阪市財政に吸い上げられるのではなくて、剰余金そのまま来たというのと、それぞれの外郭団体の基本財産基金の部分も寄贈されたというところは、ある程度大きいかなという。数億では利かない額が来ていますので。

【島谷部会長】 それから、理事会の構成ところで、常勤理事はどこまでなんですか。

【川端委員】 常勤は、副理事長と理事の一番上の方。

【島谷部会長】 梶谷さんまで。

【川端委員】 はい。理事長も、当初は現職の任期が終わったら、ある程度常勤にという意向だったようなんですけれども、更に任期が延びたという形で聞いております。

【島谷部会長】 理事長は、だから非常勤という形ですね。

【川端委員】 はい。

【小林委員】 質問していいですか。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【小林委員】 済みません。御説明ありがとうございました。私も実はこのミュージアムビジョンを作るときの委員だったんですけれども、都市のコアとしてのミュージアムみたいなものを作るときに、これで学芸員の人たちが実際に受け入れてくれるんだろうかというのが、相当そのときは問題になったような感じだったんですね。付帯決議で社会教育施設というのは付いたということなんですけれども。実際、メリット、デメリットは先ほど御説明いただいたんですが、運営をしていく学芸員さんの方々は、新しいビジョンが提起されて、それはどういうふうを受け取られてきたかとか、どんな感じでどうなんですかね。面倒くさいのかなのか、そのあたり。

【川端委員】 やはり温度差というのはあるとは思うんですけれども、少なくとも大阪市がこういうふうに博物館はこういう方向を目指すというのを決める、あるいは議会全体でそれを承認するというのはこれまでなかったことなので、すごいやはり前向きに捉えているのは、私たちはそうです。でも、やはり変わらないんじゃないのというふうに考えて

いる学芸員も中にはいるかとは思いますが、例えばこういうのを作る過程で、議員の方が何人かやはり博物館現場に来てヒアリングをしたり、あるいは展示を見てもらったりというのは、これまでは本当に好きな地元の議員さんは来てくれても、それ以外の人はということ、そういう無関心に比べるとよほどいいことだろうと思っています。

【島谷部会長】 どうぞ。

【宮崎委員】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

この指定管理者制度の課題の解決策として、地方の独立行政法人という。これはどういふところから、つまりボトムアップで出てきたのか、それともどこかが主導する形でこういふふうな発想ができたのか。つまり、現場の学芸員さんではなくて……。

【川端委員】 基本、ボトムアップです。

【宮崎委員】 ボトムアップですか。

【川端委員】 はい。当館の前々館長であったり、私自身も最初関わりましたけれども、とにかく指定管理者制度に行く。直営には戻れそうもない。もう一つの何か手段はないのかというふうなところで、何人かの学芸員で考えたという部分です。

【宮崎委員】 その努力をした結果、実現したということですね。

【川端委員】 そういうふうに私自身は捉えてはいます。はい。

【宮崎委員】 つまり、指定管理者制度の課題というのは、いろいろなところで聞くんですけれども、それをこういう形で、大阪だからできたのかもしれないんですけれども、あるいは皆さんの熱意がちゃんと集結したからできたかもしれないんですけれども、最初はこれがだめだった。つまり博物館は、地方独立法人では運営できないというのがあったのも、更にそれもどこかで法律が変わったんですか。

【川端委員】 政令が改正されたという形で、文言忘れましたが、博物館がその事業の対象になったというところですね。加えられたということですね。

【宮崎委員】 それもやはりボトムアップというか、そういう声があったので変わったということなんでしょうか。

【川端委員】 恐らくそのときには、元橋下市長の発言力とか発信力というふうなところなんかも大きかったのではないかとは思いますが、決めたのは総務大臣、総務省の政令の改正という形になります。

【小林委員】 何かあのときに、済みません、三重県知事も頑張ってやっていたんですよ。

【川端委員】　そうですね。三重県が新博物館構想というところで、鈴木知事なんかも言っておられた。なかなかまだ第2、第3の独法は続いていませんけれども。

【小林委員】　やっています。出ていませんね。

【川端委員】　大阪市の動向を見守られているのではないかと思いますので、そういう意味では。

【宮崎委員】　分かりました。どうもありがとうございます。

【高田委員】　ちょっと的外れな質問かもしれませんが、これらは、旧教育委員会の所属にあった博物館で集まっていますけど、大阪市の場合は天王寺動物園もあるわけで、教育委員会にあったかなかったからで仲間外れにすることはないですか。天王寺動物園がこの仲間に入りたいたいと言え、入れる余地はあるでしょうか。

【川端委員】　当然それもそうなんですけれども、結構公園の中にある施設、例えば大阪城天守閣もそうなんですけれども、そちらは大阪城公園のパークマネジメントという枠組みの中で行くというふうに決めましたし、天王寺動物園なんかも、当初の案では含まれてはいました。決して教育委員会所管だけではなくてほかのところもあるんですけれども、それぞれの事情も含めということはあるのかなとは思っていますけれども。

【佐々木委員】　じゃあ、よろしいでしょうか。

【島谷部会長】　手短に。

【佐々木委員】　地方独法ができて、現行の博物館法制度と齟齬というか、規則が追いついてない部分が幾つかあると思うんですね。

【川端委員】　まあ、登録博物館ではなくなったというのもそうですし。

【佐々木委員】　ええ。それらを現場として整理をして、地方独法として何かこう訴え掛けるとか、市として訴え掛けるというような取組というのはされているのでしょうか。

【川端委員】　まだ、とにかく走り出したばかりなので、そこまで回っていないというところだろうとは思いますが、実際、例えば登録博物館でなければ申請できないであつたりとか、そういういろいろな弊害が、特に以前ほどなくなっているという部分はあつのかなとは思っていますね。登録博物館がA級で、相当がB級でとかいうことでもないと思います。ねえ。そうしたら、国立博物館はどうなるということでしょう。

【島谷部会長】　いろいろな問題をはらんでいると思うんですけれども、とにかく運営の継続性が担保でき、学芸員の任期が無期になったのが一番大きいということですね。

【川端委員】　そうですね。

【島谷部会長】 だから、長期的な研究だとか長期的な展覧会の構想等ができるというのは非常に大きなことだと思うんですが、我々というか私が独法化に、国独法化にどっぷりはまって今まで来たところを考えていくと、今後例えばフェルメールのような爆発的な展覧会をやったときの5年後は、すごい恐ろしいことになると思います。

というのは、東博は独法になったときの最初のノルマが3億だったんです。今10億ですから。だから、それが下に下がっていくということが担保されない限り、一回やっちゃうと大変なことになるという。だからやるなというんじゃなくて、求められることをやっていかなきゃいけないんですけれども、課題もあろうかなと思いますので。

【川端委員】 それはいろいろあると思います。

【島谷部会長】 あのフェルメールのときは大変だったというのは、私も身をもって学びましたので。

これについてまだまだ御意見あると思いますが、まだ案件ございますので、次に移らせていただこうと思いますが、榎本課長の方から、博物館に係る法律の俯瞰についてを説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【榎本課長】 サムネイルの通しページで言いますと、今度18ページからです。横長の資料を付けましたので、よろしければ上下左右スクロールしながら御覧いただければと思います。

まずこの18ページは、博物館に関係しそうな法律を俯瞰してみようと思って、試みとして作ってみました。左側の方に社会教育という塊を付けまして、教育基本法、博物館そのほかの社会教育施設などによる社会教育の振興という条文があります。それを受けて、社会教育法において、博物館は社会教育のための機関であるという規定があります。そしてそれを受けて、更に博物館法がございます。博物館法はこの次のページにまた出てまいりますので、一旦ここは飛ばしまして、博物館法があって、そして地教行法で首長の職の権限特例ということで、今年6月から教育委員会でもなくても所管が可能となっております。

こうした社会教育の塊と別に、また、この資料を右の方にスクロールですずっと行きますと、今度上の方に文化芸術という塊を試みで置いてみました。文化芸術基本法がございます。幾つか条文挙げましたが、26条に、国による美術館、博物館の充実のための施策と書いてあります。ですので、ここは美術館兼博物館という書き方になっております。

もうちょっとスクロールを右に行きますと、文部科学省設置法がございます。ここで文部科学省のうち文化庁の任務というのが18条がございます。大きく4つ柱がありまして、

文化の振興そのほかの文化に関する施策の総合的な推進、国際文化交流、3番目として博物館による社会教育の振興というのがございます。ですので、博物館に関しましては、社会教育の振興という話と文化の振興という話、両方に入っている構造になっています。

それから下の方に行きまして、今度、博物館の種類ごとの法律を幾つか挙げてみました。まず、文化財を保管しているところに関しましては、文化財保護法が当然関わってまいりますので、特に53条に起因して、公開承認施設の規定がございます。こういった文化財の公開という文脈に関して、国宝重要文化財の公開に関する取扱要綱があります。

また、美術館に関しましては、美術品の美術館における公開促進に関する法律、登録美術品の法律です。それから、展覧会における美術品損害の補償に関する法律の規定。それから、もっぱら美術館なんでございますけども、海外の美術品等の我が国における公開促進に関する法律、強制執行の禁止の法律がございます。こちらは美術品となっていますけども、これは化石等の学術標本も含むとなっていますので、科学系も含められるものと思います。

動植物園に関しましては、これは環境省になりますけども、動物愛護法ですとか種の保存法がございます。

また、この資料一番右側にいきますと、今度設置形態ごと、先ほど議論ありましたけれども、国立は独立行政法人通則法があり、公立に関しては地方自治法、それから先ほどありました地方独立行政法人法もございます。私立に関しましては、一般社団法人や一般財団法人又は公益社団法人や公益財団法人の認定に関する法律などがございます。

これでも実は全部俯瞰できないんですけれども、大体これぐらいで一通りカバーしたというふうに一旦仮置きいたしまして、次の通しページ19ページが博物館法に関しまして、ごくごく抽出した条文を付しております。これを全部読み上げる時間がもうなくて恐縮でございますけども、総論のところ、第1条、法律の目的を定め、第2条で博物館の要件を挙げております。第2条では登録博物館のことを念頭に置いた規定です。第3条が博物館の業務として11項目、概ねということで挙げられています。そして、第4条からが職員に関するということ、館長や学芸員に関する事柄が記載がございます。

この19ページ右上の方に行きますと、博物館の運営に関する話として、望ましい基準の策定ですとか評価などに関する規定があります。第10条からが登録博物館の規定でして、こちらが第12条で、登録博物館の要件として資料があること、学芸員その他職員があること、土地建物があること、年間150日以上開館というのが出てまいります。

19条から公立博物館に関する規定がありまして、幾つか規定を載せております。よく博物館の無償の規定というのが言われますけども、これが23条でございまして、公立博物館に関する規定でございまして。そして、私立博物館は27条と28条、2つ条がございまして。最後に29条として、博物館相当施設に関する規定が出てまいります。

ざっとこれが博物館法の現状でございまして。ですので、今後この18ページや19ページを俯瞰しながら、どこがどうなっているというのを更に勉強を深めていきながら、いろいろな議論を作ればと思っております。

サムネイルの20ページは、登録博物館に関するメリットを概略挙げております。まず、1ページが関税定率法によります標本として物品を輸入したりする場合の関税免除、それから2ポツが道府県民税、市町村民税、不動産取得税、事業所税、固定資産税、都市計画税の免除に関する規定です。3条は種の保存法に基づきまして、希少野生動植物の個体の譲渡しが可能というもの。4ポツ、予算の対象ということで、先ほども御紹介したような博物館に関する文化庁補助金。ただ、文化庁の補助金の場合には、その登録博物館に限定しておりません。また、例えば文化庁以外の施策といたしまして、都市再生整備計画事業、ちょっと前はまちづくり交付金と言われましたけれども、こちらの場合は登録や相当施設が対象という規定がございまして。こうした現状の博物館のメリットがこちらでございました。

サムネイルの19ページはこうした博物館の分野別の数、あるいはこの十数年間の推移、来館者の多様な分布というものを参考資料として付しております。

最後にサムネイル20ページで、前回議論がありました劇場・音楽堂に関する規定でございまして。こちらは劇場・音楽堂法の活性化に関する法律というのが平成24年にできておりまして、ここの中では劇場や音楽堂に関しまして大きく3つ柱がございまして。

1つが講演活動、それから人材養成、そして普及啓発というのがございまして、こうした法律の建て付けに基づきまして、劇場・音楽堂に關します支援事業をまた文化庁で設けて行っています。総合支援事業、これが今16館を対象といたしまして、大体5年程度継続的に支援するというものでございまして。それに加えまして中核館支援事業ということで、これもさっきあった公演、人材、普及啓発ということで、全部合わせまして200件程度が採択をされています。ここにありまして、このうち普及啓発に関しましては国民の理解増進というのがありますけれども、地域社会の絆の維持強化、共生社会の実現、こういった観点も制度上、埋め込まれてございまして、ですので劇場・音楽堂はこういった観点に関する取組を文化庁からの支援も含めながら取り組んでいるところでございまして。

ちょっといろいろな論点が出ましたけれども、話題提供として、法律あるいはその制度回りを御紹介いたしました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今の説明も御参考にしていただきながら、各委員から発言をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

オブザーバーではありますが、ここに5,700館ありますけれども、一番博物館を、そのほとんどを走破している栗原委員、何か御意見ありますか。

【栗原氏】 とりあえず1つだけ。今、御説明を聞いていて考えたのは、参考2で登録博物館のメリットを幾つか挙げてもらっていますけれども、直近の例で言うと美術品の国家補償制度が法制化された際、対象が登録・相当のみになりましたので、新たなメリットができたんですね。東京都美術館や渋谷にある東急Bunkamuraザ・ミュージアムなどは、それまで類似施設であったのが、すぐに相当施設に申請したので、メリットがあれば登録・相当になるんだということを改めて感じました。メリットさえあれば、この登録博物館制度は機能するわけですので、今後いかにこのメリットを増やしていくことが大事であると常々考えている次第です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【半田委員】 事例で御紹介いただいた美濃加茂なんですけれども、美濃加茂の市民ミュージアムは登録相当、どれに当たるんですか。

【可児氏】 登録になっています。

【半田委員】 登録になっていますか。さっきの事例報告の中で、伊藤委員も御発言されましたけれども、社会教育施設としてのコンセプトというのを主要に置いていらっしゃるということの中で、可児さんが無料の企画が多いというふうにおっしゃいましたけれども、その運営というのは、コンセプト的には博物館法の23条にリンクを意識的に張っておられるのか、そうじゃないのか、その辺はいかがでしょうか。

【可児氏】 当然リンクといいますか、教育施設だという前提で全て無料にしています。一部ですけれども、取っても展示会の入館料が200円程度という、その程度で、基本的には全て図書館と同様に博物館も無料であるという原則で開館してます。

【半田委員】 博物館法の趣旨から言うと、その公立博物館というジャンルはどこなのかということ、地方自治体が運営する、教育委員会設置の博物館という意味合いが強かったんですけれども、川端さんのお話にもあったように大阪市もフレキシブルになってきて、

公立博物館というのはどっちかというともうちょっと概念が広がってると思うんですけども、そうしたときに、博物館法と現場の運営実態が乖離してる非常に大きなポイントというのが23条にあって、ほとんど無料で開館されてる公立博物館というのは、数的にはもうほとんどなくなりつつある。まだ頑張っているところもありますけども、だから川端さんのところだって、束ねている市立博物館とか美術館自体が、入館料なんかはばらばらなわけでしょう。

【川端委員】 ばらばらですね。

【半田委員】 その設置基準の中で、入館料で稼げと言われているわけでしょう。だから、それとその博物館法の23条というのは、大阪市はもう全く度外視してやっておられるということですか。

【川端委員】 それこそ現場の感覚でいくと、図書館というのはやはり無料で、利用者数がバックになっているというか評価というかバロメータになっているというのはある意味うらやましい部分がありますよね。

【半田委員】 うん。さっきの島谷座長のフェルメールの話じゃないけれども、入館料収入というのは、これから運営の中である程度のウエートを持たせざるを得ない財源だとするならば、23条自体に縛られて、公立博物館の運営自体が難しいということの議論をする必要があるのでしょうか。

【川端委員】 例えば大阪市立の場合は、現状、中学生以下は常設展は無料なんですね。主催の特別展も無料。マスコミなんかと組んだ大規模展に関しては、さすがに自然史系は恐竜展でやったり、昆虫展でやったり、子どもをターゲットにしているところが無料だとちょっとやっていけないというか、もうマスコミが逃げていっちゃうんで、そういう意味で言うと、提供の機会を失ってしまうから有料でできないかということをお願いしている部分があります。まあ、そういう意味で言うとあれなんで。

【半田委員】 この場で23条をどうするかっていう議論は時間がなくてできないと思いますが、これからの博物館制度の在り方とか、博物館法のこれからの在り方を考えるときに、やはりその問題というのは結構肝になるポイントの一つだなと思います。

以上です。

【島谷部会長】 何か非常に重要な質問をしていただいて、いいのか悪いのか難しいところですが、独法になるときに散々問題にした課題だろうと思います。現状に置かれている日本の博物館・美術館については、博物館法を現実に即した形で変えていく必

要も本当はあるんじゃないかなと思います。今回の課題かどうかは別にして、適切に国立若しくは独法も含めた形の法律で、特記事項ではなくてちゃんと読めるような形が望ましいというのは間違いないことかなと思いますが、ほかの委員で何か御意見。

【浜田部会長代理】 よろしいですか。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【浜田部会長代理】 今の入館料等の件に関してですが、現行の博物館法では、公立博物館というのは地方公共団体の教育委員会所管という規定があるので、多分そこに関して23条は関わってきて、入館料その他の対価を徴収してはならないという読み方なので、独立行政法人ですとか国立館は当然これ入ってこないという逆の読み方ができるのではないかと考えています。

【島谷部会長】 これに関してはそうです。はい。

【浜田部会長代理】 そうですね。現状ではそうなんです。そこを、だから今後どうするかということだと思います。先ほど半田委員も無料館が減っていると申されましたが、私がかつて勤務していた神奈川県内では、出身の相模原市立博物館はじめ平塚市博物館、それから横須賀市博物館も全て現行では教育委員会の所管で、無料で直営という形を貫いております。

神奈川県は多分入館無料という風土が強いのかなというふうに思っておりますけれども、やはり図書館と比較したとき、図書館は「入館料その他の対価を徴収してはならない。」で終わっているんですね。ところが、博物館だけが但し書きがあるものですから、そこが根拠になって、公立博物館も有料になっているということです。

聞いた話ですけれども、なぜ但し書きが付いたかというのは、この法律制定当時既に有料にしていた公立博物館あったので、その救済策というふうに聞いております。ですが、実際はその後にできた博物館がほとんど有料化されてしまったという点がこの23条の問題点かなとちょっと個人的には思っております。図書館とこの博物館を比較した場合、両方の法律改正がもし将来あるのであれば、その関係性をどうするかということはちゃんと論議しなければいけないかなと思っております。

【島谷部会長】 大きな課題を頂きました。

【高田委員】 登録の第10条ですが、博物館を設置しようとする者の法的解釈について、例えば最近複合商業ビルの中の1フロアか2フロアぐらいを博物館としてしつらえる施設があった場合に、この博物館を設置した者は誰かという解釈です。

例えばそこにテナントとしてPFI事業で受けた民間の事業者が博物館登録をするとした場合に、建物のフロア部分を博物館登録するためには、「この博物館を設置した者は」というものについての法解釈を、建物を作ったということではなく、博物館機能を設置した者と広く読み替えてもいいと私は思っていますが、そのような解釈でいいかという確認とお願いも含めて、どう考えておられるかお伺いしたい。

【島谷部会長】 難しい答えを求められていますけれども。

【榎本課長】 おっしゃるとおり、設置形態ですとかそのいろいろな敷地の在り方も多様化しているところですので、複合施設の特定フロアにあるということだけをもって、この12条の要件から外れるというふうには考えておりません。

この登録博物館の設置主体としてこの2条2項のところで、設置する主体が地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人。政令で定める法人は、たしか赤十字ですとか個別の法人しか挙げておりませんので、こういった設置主体が設置するというふうな位置付けになっているところについては対象になり得ると思います。現在も自治体、市町村立でビルの建物のあるフロアにという博物館はございますので、排除はされないものと思います。

【高田委員】 ありがとうございます。

【半田委員】 ちょっと済みません。

【島谷部会長】 はい、どうぞ。

【半田委員】 単純な質問なんですけれども、美濃加茂市は文化財行政の所管と公立博物館行政の所管はどちらが持っていらっしゃるんですか。教育委員会なのか、首長さんなのか。

【伊藤委員】 これは、私たちは市民協働部という部がございまして、全て市長の所管に入っております。ですから、文化財保護についてはいろいろな規制もあるものですから、そこは分けたらというお話もありましたけども、私どもとしてはやはり活用を前提にした考え方でいったものですから、全て統一しようということではやっておりません。

【半田委員】 館のコンセプトの中に博学連携っていうのが柱として入っておられますけれども、教育委員会は実態事業には何か連携とか共管とかいう形で入っておられるんですか。

【伊藤委員】 先ほど申し上げたように、どういうカリキュラムあるいはメニューにするかという点で、毎年同じものではなくて、メニューを見直すときに教育委員会と一緒に

話をして、先生方の意見も聞きながら、来年はこんなことやろうと。そんなような形で関わり合いは持っていたいただいています。

【半田委員】 運営組織的なラインは、その首長部局が所管しているということですか。

【伊藤委員】 はい、そうです。

【半田委員】 ありがとうございます。

【島谷部会長】 何かさかのぼっての意見でもよろしいですので、ございましたら。

【栗原氏】 じゃあ、よろしいですか。

あと、今後議論しなきゃいけないこととして、博物館法の対象として資料に書いていない設置者として、いわゆる株式会社立の博物館。大体多くのところは、法人化しているんですが、それでも幾つかは依然として株式会社のまま立派な博物館運営をしているところもあるので、そういうところをどうするか。ICOM的に言うと、ノンプロフィットではない博物館はなかなか難しいのですが、日本の法制度上でどう位置付けるのかということと、それから大学です。国立大学は国立大学法人法の中で独法並びということが明記されてしまっているのですが、私立大学の博物館というのは全くどこにも規定されておらず、規定されていないがゆえに登録博物館にもなれないわけです。

もっと言うと、今日は古田委員はご欠席ですが、東京藝術大学の大学美術館は入館料を取っていますが、ほかの大学博物館は大体無料になっています。法人化後、財務省あたりから入館料を取るべきではないかという話があったとも聞きますが、博物館法第23条との関係ではどうなるかという議論が出てきます。入館料の問題はほかにもいろいろありますが、今後しっかり考えていく課題かと思っています。

【島谷部会長】 入館料の問題は非常に大きい問題だろうと思うんですけども、新しいことをするのに、今の現有勢力だけで、博物館が求められていることをやるのは難しいと思うんですよね。この後、榎本課長に文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議が立ち上がって、実は今朝午前中、全くこの部屋で協議が行われた訳なんですけれども、それとの関わりを考えたときにもお話が出たんですが、新しい仕事をするのに、じゃあ、助成金だけ出しましょうではできないという。そのときに、人件費であるとかそういうことが担保されないと、余力がない状態なので、先ほどから問題になっている補助金を取りに行けないのだと思います。いいと思っても、何かもう耳にふたをしているような状況になっているのではないのでしょうか。そういった点も考えると、やはり適切な入場料を頂いて更なる充実を目指していくということが、今の流れからいくと自然なのかな

という。

今、国が言われている、ちゃんとした勤務状況を取りなさいといった場合に、今の博物館・美術館が適切な勤務状況にするためには、業務を縮小するしかないというところまで来ているように思います。状況にあるんじゃないかと皆を見て思う訳なので、いろいろなことをやりたいんだけどできないというジレンマがあるので、その中で整合性あるような形にしていくためにはどうしたらいいかということも、ここでも考えなきゃいけないかなとは思っております。

課題はたくさんありますけれども、今、ちょっと私、話を振らせていただきましたけれども、榎本さんに文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議について、少し皆さんにも紹介していただけますでしょうか。

【榎本課長】 はい。サムネイルで24ページからでございます。資料7を付しています。ここからサムネイルで29ページまで、一連の資料が続いております。

前回第1回の会議の末尾のところでも申し上げましたけれども、博物館に関する論点多々ある中で、この部会を中心にじっくり議論していくべきところもあるけれども、一方でまちづくりや観光との連携、そういったものは予算ですとかいろいろな新規スタッフ等の関係もありますので、少し機動的な体制を設けて議論したいということをお伝えして、先生方にもメールでお伝えいたしました。こうした文化と観光という観点から検討する場を設けて検討を進め、きょう午前中もその会議を行ったところでございます。

資料7は、その今日午前中にお出ししたものを付したところでございます。ここでは「文化観光拠点施設」という言い方を、初めてですけれども打ち出してみたところでございます。ここは「文化の振興と観光の振興で地域の活性化を図る仕組みづくり」というサブタイトルを付しておりますけれども、今日の部会でここまで議論した話とはちょっと別のお話として、観光やまちづくりとの文脈で新しい施策を考えられないかということで設けているところでございます。

サムネイルで24ページのところで総論を書いておりますけれども、「我が国の文化振興の現状と今後」、そして(2)で「我が国の観光の現状と今後」という見出しを付しております。そこでざっとそれぞれのエリアに関する話を御紹介しているところですが、サムネイル25ページのところで、(3)「文化観光の推進」というところを付けております。この中で、文化観光ということに関しまして、文化についての理解を深めることを目的とする観光と。すなわち観光の中でも文化に関する理解を深めたいという、目的は文化であり、

その手段として観光使う場合ということを文化観光と言いかたを今回付してみているところ
でございます。これは、従来から観光立国の会議なんかでもそういった言いかたを政府でし
ております。

国内外多くの方々に我が国の文化資源を知ってもらい、理解してもらいという観点で、
観光との連携ということを今回考えているところございまして、そこでサムネイル26ペ
ージに行きまして、2「文化観光拠点施設」が目指す姿ということで、有形・無形の文化的
所産などの魅力的な文化資源を有して、その魅力を分かりやすく解説・紹介することを通
じて、文化観光に資するという機能を果たすということ。そして、その際に観光に関する
企画立案ができる者、文化観光の推進事業者と書きましたけれども、こうした観光セクタ
ーとの連携をしていながら魅力作りを行うということを書いてございます。

その際のどういったメルクマールがあるかということで、26ページから、丸1から丸6
まで書いてございます。ざっと項目だけ御覧いただきますと、まず、①コレクションやコ
ンテンツの魅力を高める。②分かりやすい展示や解説の工夫をする。③来訪者アクセス向
上、④飲食・買い物を楽しむ工夫、⑤JNTOや地域の観光関係事業者との連携、そして⑥必
要な施設や設備の整備というのを挙げてございます。こうした観光との連携というのを意
識した施設というのが考えられないかというところ。

それから、サムネイルで言いますと28ページからが、今度はこうした話を面的に地域全
体で捉えるということができないかというものでございます。2年前から博物館クラスター
事業というのを推進しておりまして、この事業の中でも、自治体と博物館が連携しなが
らまちづくりに取り組んでいる事例が複数ございまして、そういったものをさらに発展さ
せられないかということでございます。

このサムネイル28ページから、ここも①から⑥まで付してございますけれども、この場
合、②にございますような来訪者アクセス向上、それから、③で地域の商店街との連携、
④で地域の情報発信といったところでございます。こういったお話は、従来から文化庁と
しても博物館クラスター事業の中で呼び掛けをしてきたんですけれども、なかなか、一定
の進展はあるものの、これからだなという面がございます。

特に交通アクセスに関しては、郊外の博物館はかなり課題として指摘されるものの、な
かなかこれまで文化庁だけでは手が届かなかったという論点がございます。また、地域の
商店街との連携ですとか地域全体の情報発信も、文化庁でもずっとこれを言っている
んですけども、なかなか文化庁単独では難しいというところがございます、今、こうい

った仕組みを官公庁や国土交通省も交えて作れないかという話を進めております。

そういう中でサムネイル30ページでございますけれども、こういった文化観光の拠点施設を目指すという観点での留意点として、概ね5年以内を原則としてサポートしていくということを考えてございます。

そして、サムネイル31ページですけれども、国における支援でということで、ここでは3つ挙げております。予算、税制、独立行政法人からのサポートでございます。予算は文化庁関係の補助金もありますけれども、加えて、官公庁でも観光拠点への支援事業がございますので、こういったものも併せていけないか。税制も、企業版ふるさと納税というのがあるんですけれども、余り使われていない中で、こういったものも積極的に工夫ができませんか。また、コレクションの充実という観点から、これまでも美術館に関する税制の仕組みでございますけれども、更にこれも工夫できないかというものでございます。

ということで、今回、冒頭のところで地域との協働による博物館振興の御紹介をいたしました。これはこれでしっかり応援していきたいと思っています。加えて、文化と観光まちづくりの連携というところについては、更に従来文化庁だけできなかったことにも着手していきながら取り組んでいく。そして、ここでの成果をまた横展開していく、情報発信していくという事柄を通じて、博物館振興全体にも資するような形でプランニングができませんかと思って、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

今のお話を聞きいただきまして、この会議とは別にそういったことも並行しながら動いているという、短期的なものや長期的なものを両方して進めていく必要があるということで、文化庁さんがこういった会議を開催してくださっているわけでございます。それを踏まえて、また御意見等、質問ございましたら、お願いいたします。

政府が観光立国というような言葉をよく使っておりますが、そういった形で今までの経済一本やり、今までの経済一本やりだったかどうかは別にして、そっちの方向で国を引っ張っていくことから、文化国際交流ということをより大切にしていきたいということかと思えます。

そういう意味では、美濃加茂市に9%外国の方がいるというのはちょっと衝撃的な数字を聞きまして、今後そういったところが増えてくるようにも思いますので、そういった点からも何か御意見がありましたら。

【伊藤委員】 ありがとうございます。これを是非この会議でやらせていただきたいと思ったんですけども、私どもが目指したいものなんですね。観光というものでそれぞれお示しできるようなものはないんですけども、やはりその文化というものを外国人の方に見ていただきたいと。

実は岐阜県に飛騨市というところがあるんですけども、そこも外国人の観光客が多いということで1回見に行ったんですね。自転車で回るところなんですけれども、その主催をしてみえる方に、何でこれだけ外国人の観光客が多いんですかと聞いたときに、2点あると言われたんです。1点目はアマガエルが見られる。2点目は、自転車の途中におばあちゃんが出てきて、「ハロー」って言うてくれる。この2つなんですよ。

ですから、求められているものが、確かに京都とかすばらしいものは絶対ありますけれども、私どもとしても自然だとか、地域の昔からある地方の文化みたいなやつを連携して、インバウンド対策を是非やらせていただきたいと。

内閣府の方とも少し相談をさせていただきながら、交付金3年間事業をちょっと今、計画してしまして、是非この文化財という私どもの中で市内にみえる外国人さんの目線で見ても、これをどういうふうにPRできるか。あるいは、今なんかは中山道もあるんですけども、ブラジルの方やフィリピンの方に案内をやらしてもらおうということも、今、ちょっと努力しているんです。なかなか難しいんですけども。

ですから、せっかく市内に9%おみえになる方の感覚、モニターというんじゃないですけども、そういう方たちの企画立案を持ちながら、一緒にちょっとやれるかということも考えている。ですから、文化観光というのは是非やらせていただきたいと思います。

【島谷部会長】 外国の方だけではなくて、日本も昔は各藩体制でやっていたときに、お伊勢さんだけは別物で考えられたわけですから、そういう意味では地方に観光に行くというのはそれほど自由ではなかったと思いますけれども、その中において各国の風物詩だとかそういったものが興味深く見られていたわけなので、国を挙げてアピールすることと、来てくれた人にハローしか言わなくても満足してくれる場合もあるわけですから、やはり人に向けてウェルカムであるということも発信していくということも必要なんだろうと思います。もう一度何かお仕着せのものではない博物館・美術館が、どういったことをアピールしていったらいいかということも考えていかなきゃいけないことかと思えます。

何かまとめたような形になりましたけれども、まだ御意見、若干時間がありますが。

【太下委員】 では、よろしいですか。

博物館の持続可能な振興ということを考えて、また更に、今お題として出していただいた観光とも絡めていくという観点で是非取り組むべきかと思っているのが、収蔵品等情報のデジタル化です。今の方向性の中にデジタルという言葉が明記されておりませんので、是非入れていただいた方がいいと考えます。

個々の館蔵品をデジタル化していったって、それをジャパンサーチ等に接続していく形で、いわゆるヨーロッパのような形を目指すのも一つの方向性としてあるかと思うのです。そこまでは多分いわゆるパブリックな形で整備していくべきかと思うのですが、それをもっと純粋に観光振興にもつなげることができるかと思うのです。

例えば収蔵品アーカイブというものがきちんとできて、それが現状の展示情報と結び付けば、現状日本にどういうコンテンツが展示されているのかということが、携帯からの検索でもすぐ分かるような状況ができるわけです。

そうすると、例えば本来は別にわざわざそのミュージアムを見に来たわけじゃないのだけれども、ビジネスで来た人が、たとえば縄文の土器を見てみたいとか、若冲を見てみたいと言ってキーワードで検索すると、どこへ行けば見られるのかすぐ分かることになります。併せて、その情報サーチは民営化して、周辺の観光情報を提供すれば、恐らく経営的に自走できる仕組みになると思うのです。

そういう上下分離で、下の部分はきちんとパブリックで館蔵品等のデジタル化を進めて、上の民営化の部分は、もう独自に観光振興と絡めてやっていくような、そういう新しい形の情報サービスを念頭に置いた施策が今後は必要かと思いました。

【島谷部会長】 今、太下委員から出た意見は、本当に最終形態としてそういう形ができれば、それで多言語化が併せてできていけば一番すばらしいことかなと思いますので。

【佐々木委員】 そこだけ1点確認させてください。私ども都立の施設中心に、国等の施設とも連携して、2020オリパラに向けて、電子チケット、共通チケットを実現させたいとあって、今、いろいろ協力していただいているんですけども、最終形態の目指すところは各収蔵品のところまでアクセスできる、そういった仕組みがやっぱりあるといいなというところで、今、構築しているところです。

【島谷部会長】 今の意見もありましたけれども、今、日本美術ということに関して言うと、日本にある日本美術じゃなくて、世界にある日本美術に関してもデジタル化、データベース化ができれば本当にいいなということで、私も多少関わって、ヨーロッパにおける仏教美術のデータベースを作っているんですけども、今度はアメリカにおける日本美

術のデータベースであるとか、そういったものも膨らませて一体化ができればいいと考えています。

ただ、日本にあるのは日本美術だけではありませんで、いろいろな分野がありますので、それも含めてそれぞれの国と連携しながら、データベース化できればいいかなとは個人的には思っておりますが、国が支援して作っていくものと、民間の活力を使うものと、両方をまた整理する必要があるかと思っておりますので、できてからどんと出すのではなくて、少しずつ利用ができていくということが望ましいと思っておりますので。

きょう一度も発言されてないので、何か最後。

【浦島委員】 また、最後ですか。(笑)

そうですね。じゃあ、全く関係ない話なんですけれども、本日、朝、オーバーツーリズムのニュースをずっとやってきていて、私は京都ほどではないんですが、鎌倉というところが実家なんですけれども、母校が今、鎌倉高校前といって「スラムダンク」のところで、何か皆外国から来て写真をすごい撮っているというのがあって、91年1月に連載が始まって、私はちょうど中3で、高校に入ったときに、その舞台となった「陵南高校」というあの漫画のところで練習試合が始まってというのが、それが91年なんですね。アニメが始まったのが93年で、その頃、私が高校3年生のときに、既にファンの人が学校にがんがん入ってきていたんですよ。

ただ、池田小のことがあって、普通の人は2000年から入れなくなったんですけれども、それで落ち着いたかと思ったら、19年後に今こうなっているというのがありまして、そうすると、日本の文化もアニメはちょっと特殊で、放映が数年後というものもあるんですけれども、放っておいて観光客を待っていると20年は掛かってしまうというのは、今計算したので、もうちょっとこれをうまくスパンを縮めないで、多分1年、2年では難しいなというのを今朝感じて、済みません、全く美術と関係ないんですけれども、そういうこともあるので、何かうまい感じで伝播できるといいなと思いました。

【島谷部会長】 自然淘汰で待っているとそれだけ掛かるということなので、国策という大げさなものじゃなくても、何か示唆するような形で、そういった国際交流、若しくは文化観光に寄与するようなことができるのもっといいかなということだと思います。

【浦島委員】 そうですね。何かいいものがあるよとただ言ってもそれだけ掛かってしまうので、何かうまく流せる仕組みとかあるとよいのではと思いました。

【島谷部会長】 中国・韓国が、特に韓国が国策で韓国美術を世界中に広げようという

のはずっと今もやっておられます。日本は文化振興に関してはアジアのトップを走っていたはずなんですけれども、いつの間にか水を開けられて3位になっていますので、これからやはり腰を入れて頑張っていかなきゃいけないということで、榎本課長以下がこういった会議を作ってくださっているんだと思いますので、今後しばらくまたこの会議が続いてまいります。きょうはもう時間となりましたので、本日の議論は以上とさせていただきたいと思っております。

最後に、文化庁の方から議論のまとめと、次回に向けた連絡事項につきましてお願いをいたします。

【榎本課長】 今日ありがとうございます。

今日冒頭は、まず地方財政のお話からいたしまして、実はこういう措置があるのだけでもあまり知られていない、使われていないという現状がある中で、より文化庁からの発信が必要であると私も認識したところでございます。

併せて、市町村における事例紹介ということで、美濃加茂市の事例、それから大阪市の事例のお話がありました。美濃加茂市の事例も通じまして、例えば学校との連携ですとか地域との連携の様々な取組のお話がありましたし、それから、大阪の地方独法の話もございました。

こういったお話と関連しながら、今日後半の方では、博物館に関する様々な法律や制度の話をしたところでございましたけれども、そこでも登録博物館の範囲をどうするか、そしてその登録博物館の活動とはどう考えたらよいか、入館料との関係はどうするか、今後の課題ではないかといった論点がございました。

また、最後に文化観光という観点で検討しております検討状況の御紹介をしたところでございますけれども、こちらでも検討をさらに深めてまいりたく思っております。

最後に、今日、資料として飛ばしてしまったところがございまして、サムネイルで13ページ、こちらがICOM京都大会のおさらいをするようなシンポジウムを現在、準備を進めておりまして、サムネイルの13、14ページにそちらを掲載しております。

サムネイル14ページにありますとおり、来年の2月に京都と東京で開催をいたしまして、この部会からは半田委員がモデレーターをされますし、また、東京会場では佐々木委員や小林委員が御出席ということで伺っております。こういった場もとらまえていきながら、ICOMの成果の国内への更なる発信に心掛けたく思っております。

また最後に、サムネイルで23ページ、こちらは今日、さっき飛ばしてしまったのですけ

れども、文化庁におきまして、この審議会の審議にも資するような調査研究に着手したく思っております。23ページがこの現在進めている調査項目の素案でございます。

大きく3つ考えていまして、まず1つが学芸員養成の実態把握ということで、大学へのアンケート調査。2番目といたしまして、学芸員に求められる資質能力と現行制度のギャップの把握、こちらもできればと思っております。3番目といたしまして、この部会の直接の審議にも貢献できるように、有識者ヒアリング専門的に行っていきたいと思っております。

こういったこともしていきながら、また年明け以降の審議に貢献できますように、仕込みもしていきたく思っているところでございます。

ちなみに次回、博物館部会は年明け1月17日を予定しているところでございます。また、先生方におかれましては御多忙のところ恐縮ですが、来年もよろしく願いいたします。

以上でございます。

【島谷部会長】 各委員の先生方、関係者の方、御多忙の中お集まりいただきまして本当にありがとうございました。少しでも博物館が認知されて、更によくなりますように助力したいと思いますので、先生方もどうぞよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

この机上配付資料というのは、もらって帰っていいんですか。

【榎本課長】 どうぞ。

【島谷部会長】 大丈夫ですか。よく机上配付資料は置いていけというのが多いので。

【榎本課長】 大丈夫です。はい、大丈夫です。

— 了 —